

第6次山形県障がい者計画の期間について（案）

これまでの山形県障がい者計画の期間は5年としてきたが、第6次計画は、下記のとおり6年として策定する。

○ 計画期間を6年とする理由

標記計画の他に計画期間が3年間である「山形県障がい福祉計画」及び「山形県障がい児福祉計画」も令和6年度が次期計画期間の初年度となっている。

したがって、障がい者計画の計画期間を6年とすることで、効果的・効率的な進行管理を行うことができる。

※ 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画については、国の基本指針に即して原則3か年の計画を策定する必要がある。

【各計画の期間】

	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
障がい者計画		第5次（H31～R5）					第6次（R6～11）（案）					
障がい福祉計画	第5期（H30～R2）			第6期（R3～5）			第7期（R6～8）		第8期（R9～11）			
障がい児福祉計画	第1期（H30～R2）			第2期（R3～5）			第3期（R6～8）		第4期（R9～11）			

第4次（H26～30）

一体的に策定

（参考） 他都道府県の状況

計画期間の他都道府県の状況は以下のとおり。（令和5年6月現在）

年数	県数	主な都道府県	年数	県数	主な都道府県
3年	8	埼玉県、千葉県、東京都	8年	1	新潟県
4年	4	青森県、静岡県、京都府	9年	2	福島県、鳥取県
5年	13	神奈川県、広島県、長崎県	10年	3	北海道、高知県、沖縄県
6年	16	岩手県、宮城県、秋田県			